

洞爺湖町例規検索システム作成等業務仕様書

1 業務名

洞爺湖町例規検索システム作成等業務

2 業務の目的

例規の制定改廃や法令解釈に係る事務の効率化及び適正化を図るとともに、例規、法令の改正情報等を得ることにより、迅速かつ正確な例規改正及び例規更新を行い、住民への迅速な情報提供を行うため、職員等が使用する例規集システムの適正・効率的な運用を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結時から令和13年3月31日まで

※令和8年3月2日から運用開始を予定

4 業務の内容

- (1) 例規検索・立案業務
- (2) 法令情報提供業務
- (3) 例規整備等支援業務

5 業務の詳細

共通事項

L GWAN環境又はインターネット環境により全庁運用ができ、「例規管理・検索システム」、「例規改正・立案システム」、公開用例規集・例規整備等支援業務及びサポート体制等が相互に密接に関連し、業務を実施できる体制であること。各システムの仕様の詳細は以下のとおりとする。

(1) 基本仕様

ア L GWAN-ASP方式、IDC（インターネット・データ・センター）方式のいずれかの方法であってもサービスを提供できる構成とする。

イ 庁内のL GWAN接続が可能な全てのPC端末で、例規データの検索・閲覧・例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

ウ OS : Windows 10 以上で動作すること。

エ ブラウザ: Microsoft Edge(Chromium 版)、Google Chrome で動作すること。

※すべてのエディションで動作すること。また、OSのバージョンアップがあった場合は、随時対応すること。

(2) システム動作環境

ア システム運用機器

- (ア) システム運用機器については、業者の指定するサーバーをIDCに設置し運用する。また、公開用例規集を除く機能の利用については、L2/GWAN環境又はインターネット環境におけるIP又はID認証等により庁外からのアクセスを制限すること。
- (イ) IDCにて管理する運用機器については、後述する同時接続等の仕様を満たせるよう十分なスペックを有すること。
- (ウ) 運用機器等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施されていること。
- (エ) IDCについては、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- (オ) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、運用機器の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- (カ) データバックアップを毎日実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

(3) データベース構築対象

ア データベースは、令和7年12月31日内容現在の洞爺湖町例規集の現行例規及び平成18年3月27日以降の廃止例規、過去原議を対象として構築する。各例規等の詳細は以下のとおりとする。

(ア) 現行例規

令和7年6月30日内容現在の現行例規（830件）に対し、令和7年12月31日までに公布された制定改廃内容の反映したデータを構築する。

(イ) 廃止例規

平成18年3月27日以降に廃止された例規（242件）。

(ウ) 過去原議

令和4年3月31日以降の過去原議（355件）。改正沿革からのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築する。

(4) システム等仕様

ア 例規集作成業務

<庁内用例規集>

(ア) 例規管理・検索システム

- ① 題名、用語、体系、年月日、五十音、所管部署等で検索でき、項目間の掛け合わせ検索が可能であること。
- ② 例規・法令を連携させ、表示できること。
- ③ 例規単位で指定した施行期日時点ごとの閲覧ができること。
- ④ 題名、用語、種別、所管部署から原議を検索できること。
- ⑤ 例規本文、原議本文を表示できること。例規本文に係る全文検索実行後は、複数の用語でヒットした箇所を色付けで表示できること。
- ⑥ 例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文を表示できること。
- ⑦ 公布後施行前例規の検索が可能なこと。
- ⑧ 検索結果について、個々の例規本文を表示させなくても検索ヒット箇所を確認することが可能なこと。
- ⑨ 例規の全部又は一部を選択して印刷及び編集可能な形式でダウンロードできること。
- ⑩ 例規全文又は選択した例規の一部の新旧対照表を作成し、印刷及び編集可能な形式でダウンロードできること。1つ前の施行日時点からの改正箇所を新旧対照表形式にてリッチテキスト形式でダウンロードできること。
- ⑪ 条文表示において、例規、法令等へのリンクを設定し、当該箇所をクリックすることで対象箇所を表示できること。
- ⑫ 全庁で利用することを勘案し、100台以上の同時アクセスが可能なこと。
- ⑬ 町議会の各定例会終了後、迅速かつ正確に例規データの更新を行うこと。
- ⑭ システム構築後に生成された例規改正データを全て履歴データとして管理し、上記①から⑫までと同様の取扱いを可能とすること。

(イ) 例規改正・立案システム

- ① 法制執務について精通していない職員においても立案することができるよう、簡易な操作で、本町が定める形式で改め文、新旧対照表を生成するほか、溶け込み後条文等を出力できること。
- ② クライアントに特別なソフトウェア等を必要とせず、Webブラウザ上で条文の編集が可能なこと。

③ システム外で作成したDOC又はDOCX形式の新規制定例規データや改め文をHTML等に変換することなく直接システムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できること。また、取り込むデータについては、条文構造を自動で設定可能なこと。

④ 例規、法令等の引用箇所に対しリンクを自動生成し、更新後の例規本文から引用先を閲覧できること。

(ウ) 公開用例規集

① 例規集の更新ごとに当町ホームページ又は北海道町村会法務支援室掲載用の例規データ（HTML）を作成すること。

② 体系検索、五十音検索が可能であること。

③ 例規内リンク（該当条・項、該当別表・別記様式）及び例規間リンク（該当条・項）の機能があること。

④ 別記様式の印刷及び編集可能な形式でのダウンロードが可能なこと。

⑤ 未施行例規の改正箇所について、改正条文の色を変えて並列に表示することにより、住民にわかりやすく改正内容を公開可能なこと。

イ 例規整備等支援業務

(ア) 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

(イ) 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

(ウ) 法令改正情報等及び例規整備情報の提供

① 法令の新規制定や改正の情報を定期的に電子メールで配信できること。

② 法令の新規制定や改正に伴い、本町の例規について新規制定や改廃が必要となる場合、必要な事項を分かりやすく整理し、情報提供できること。併せて、例規の改正案を提示できること。

③ 行政課題に関する解説及び条例の参考例や先進自治体条例の検索・閲覧ができること。

④ 法令に関係する用語の解説や行政実例等の検索・閲覧ができること。

(エ) 他自治体例規検索比較システムの提供

① 任意の自治体の例規をフリーワードで検索できること。

② 特定の自治体を起点とした比較表の作成が可能なこと。

ウ サポート体制

(ア) システムの保守等について

- ① システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持すること。
- ② 例規管理・検索システム等の基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。
- ③ ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

(イ) 操作支援サポートについて

- ① 操作説明の専用窓口があり、操作等の質問又は利用上の疑義が生じたときに、回数に制限なく問い合わせに応じられること。
- ② 必要に応じて職員を対象にした操作説明会を実施できること。
- ③ システムに関する操作説明書を納品すること。

エ 著作権

例規データ、システムからの出力データ及び印刷用原稿の著作権は、当町に帰属するものとする。

6 見積対象の範囲及び条件

(1) 初期構築費用

- ア システム構築費用
- イ サーバー設置費用

(2) 維持管理費用

- ア システム使用料及び保守料
- イ 更新データ作成費用

7 支払方法

業務に要する費用は運用開始日以降支払うものとし、詳細については契約書で定める。

8 想定業務量

(1) 現行・廃止例規

- ア 令和7年12月31日内容現在を対象とする。
- イ 年間更新件数（制定例規、改正例規、廃止例規の全て）110件

9 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、町と十分に協議を行い、町の意見や要望を取り入れながら実施すること。

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、町と受託者で協議の上、決定する